

陳情第3号

陳 情 人 宇都宮市兵庫塚3丁目10-30
全栃木教職員組合
執行委員長 谷 秀 夫

会計年度任用職員の勤務条件に関する陳情

1 陳情の要旨

会計年度任用職員の休暇制度を、宇都宮市と同様のものとしてください。

2 陳情の理由

総務省は2024年12月2日、「人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正等について」（総行公第102号 総行安第45号）を都道府県、指定都市の関係当局宛に発出し、会計年度任用職員（非常勤職員）の病気休暇を有給とすることを求め、この通知に基づきほとんどの自治体が、病気休暇を有給としています。

このように会計年度職員の休暇制度の改善が図られてきていますが、他の特別休暇については、有給とするかどうかは、自治体の判断ということになっているのが実情です。

そのような中、本県では、宇都宮市が生理休暇等の特別休暇を有給の休暇としています。佐野市も宇都宮市と同様の特別休暇制度としてくださるようお願いします。